

「地域福祉の推進と地域福祉計画の策定について」

日時 : 平成 18 年 9 月 15 日 (金) 13:00~16:30

「市民が主役の地域福祉計画づくり」～都城市の地域福祉実践報告～

発表者 : 宮崎県都城市障害福祉課地域福祉担当

流れ

都城市の概要・地域の特性
都城市地域福祉計画とは？
策定までの経緯
策定作業の過程
計画の体系図
計画の特徴
計画策定の効果・意義
策定をふりかえって
おわりに

配布資料

レジユメ
地域福祉計画（概要版）

メモ

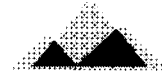
市民が主役の地域福祉計画づくり

～ 都城市の地域福祉実践報告 ～

都城市 障害福祉課 地域福祉担当



本日の流れ

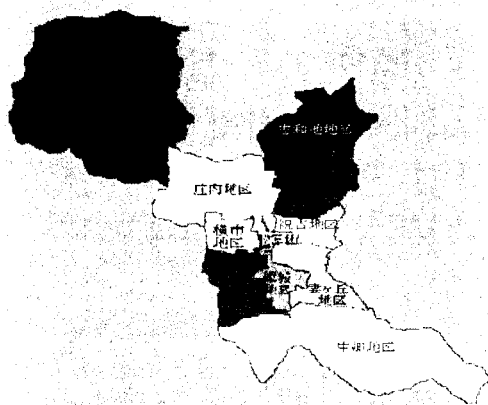


- @ 都城市の概要・地域の特性
- @ 都城市地域福祉計画とは？
- @ 策定までの経緯
- @ 策定作業の過程
- @ 計画の体系図
- @ 計画の特徴
- @ 計画策定の効果・意義
- @ 策定をふりかえって
- @ おわりに

都城市の概要と地域の特性

date etc

市の概要 (計画策定時)



面積 306.7km²
南北に細長く、中心部に人口の
79%が集中。周辺は農村部

地勢

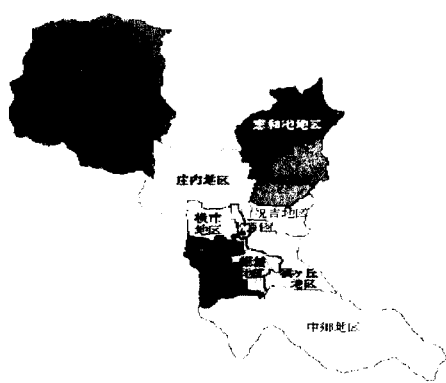
宮崎県の南西部、鹿児島県との県境に位置し、高千穂峰を抱く宮崎県第2の都市。盆地のため、朝晩の寒暖の差が大きく、肥沃な地味を生かした農業や畜産が古くから盛んな地域です。

宮崎空港と鹿児島空港まで共に車で1時間の距離であり、南九州縦貫自動車道が市内を走る南九州の交通の要衝です。

人口

134,788人 56,008世帯
高齢化率 21.5%
少子化率 15.42%

基礎データ




市域の変遷
大正13年4月1日、市制施行
昭和11年 沖水村、五十市村と合併
昭和32年 志和池村と合併
昭和40年 庄内町と合併
昭和42年 中郷村と合併

沿革
島津氏発祥の地。
江戸時代まで 薩摩藩の私領
明治4年～6年 都城県を設置
明治22年 都城町が誕生

住民気質
独立自主の気風が色濃く残る
地域の結束力が固い

歴史・住民気質

地域の特性



「地区公民館」
市民により身近な地域に置かれた「支所」「出張所」的な存在。旧市では11中学校区に設置しており、平均して12,000人余り、実際には各々3,000～19,000人程度の住民を対象とした各種の行政サービスを実施している。

「自治公民館」
一般的にいう「町会」「町内会」に極めて近い存在。
原則的には、町に1つの自治公民館(人口・面積に応じて数は異なる)が設置され、総数は170。生涯学習や地域活動の拠点。各々の活動が極めて活発であることが特徴。

地区ごとの連帯意識・結束が極めて強い

特徴1 公民館組織

11 中学校区とは



西岳地区	0.28万
庄内地区	0.82万
志和池地区	0.76万
沖水地区	1.33万
横市地区	1.27万
小松原地区	1.15万
祝吉地区	1.86万
五十市地区	1.81万
姫城地区	1.35万
妻ヶ丘地区	1.9万
中郷地区	0.94万

11中学校区の内訳

市の活動方針



「ウエルネス運動」

健康文化都市・拠点都市・循環都市の創造

「ウエルネス運動」

平成元年10月全国の自治体で初めて「ウエルネス都市」を宣言、「市民が主役」「ソフト先行」をまちづくりの基本姿勢に据えて、市民主導によるまちづくりを積極的に展開してきた。

市の第四次総合計画(H13～)では「ウエルネス」を基本に据えて実施している。

「ウエルネス」とは？

「プラス発想と自己責任のもと、今よりも良くなろう、より良い状態になろう。」という意味で使用。一言でいうと「元気」です。

広義は「個人の身体的健康から精神的健康、人間性を含む概念」「健康行政から文化、アメニティをも含む積極的な概念」となっています

特徴 CIの手法を自治体を取り入れ、実践。

目標像 「ウエルネス都城 人が元気、まちが元気、自然が元気」

特徴② ウエルネス運動

都城市地域福祉計画とは？

What?

地域福祉計画とは？

都城市地域福祉計画とは？

これまでの都城市における市民の福祉活動
やまちづくり実践の蓄積を明らかにした上で、
これからの都城の“元気”を、生活圏域である
11地区で、そして全市域で、どのように創っ
ていくかについて、まとめ上げた計画です。

計画の期間 平成15年度～平成24年度

策定作業の時期

平成14年度（平成14年8月～平成15年3月）

策定までの経緯

Warp and woof

策定前 (~平成12年)

準備期 (平成12年度)

学習期 (平成13年度)

策定作業期(平成14年度)

経緯について

策定前 (～平成12年)		1 策定前
<p>「行政」 ウェルネスの実現に向け、活動展開</p> <p>平成元年10月 「ウェルネス都市宣言」</p> <p>平成8年3月 「地域福祉構想」を策定</p> <p>平成9年3月 「障害者計画」を策定</p> <p>平成12年3月 「高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画」を策定</p>	<p>「社協」 福祉の観点からウェルネスをサポート</p> <p>平成5年(～平成9年度) 「ふれあいのまちづくり事業」開始 (「市地域福祉推進委員会連絡協議会」等の設立)</p> <p>平成8年3月 「地域福祉活動計画」策定</p> <p>平成8年度「ボランティアセンター」等の設置</p> <p>平成9年度「市社会福祉普及推進校連絡会」設立</p> <p>平成10年度 「地区社協構想」を策定「地区社協モデル事業」</p>	
<p>早期に「地域福祉」に着目。「ウェルネス」実現の手段として位置付け</p>		

準備期 (平成12年度)		2 準備期
<p>「行政」</p> <p>平成13年3月 「都城市児童育成計画」を策定 「第四次総合計画」を策定 (基本構想・基本計画)</p>	<p>「社協」</p> <p>7月「全社協モデル事業」候補に 12月「全社協モデル事業」に内定</p> <p>行政・社協の計画策定実績が評価された</p>	
<p>「行政・社協」 モデル事業計画書に基づき、検討委員会を設置。市・社協・県・県社協の職員で構成</p> <p>平成13年1月～3月 「打ち合わせ」の実施(3回)、「検討委員会」の開催(3回) 現地ヒアリング(1回)、進捗状況報告会(1回)、議会一般質問 「計画策定推進ワーキンググループ」の設置</p> <p style="text-align: center;">モデル事業指定が計画策定の誘発要因となった。</p>		

学習期 (平成13年度)

3 学習期

「行政・社協」当初、策定作業を予定していたが、結果的に「地域福祉を学習する期間」に

平成13年4月～平成14年3月

「打ち合わせ」の実施(10回)、「検討委員会」の開催(2回)

地域福祉学会での報告(1回)、モデル事業ヒアリング(2回)

「ワーキンググループ会議・学習会」の実施(9回)、視察対応(1回)

「研修会」への参加(2回)、モデル事業実践報告(2回)、視察研修(1回)

拡大学習会開催(職員対象2回)、地域福祉懇談会の開催(住民対象:5回)

「フォーラム」への参加(1回)、地域福祉推進大会の開催(1回)

意見をぶつけ合ったことで共有認識が深まった。予算措置を行った

調査の設計の重要性を再認識した 地域福祉のイメージ図を作成した

地域福祉のイメージ図

Image

私たちの
願い

住み慣れた今の地域で
誰もが「安心して」「健康で」「幸せに」
暮らし続けたい

いま、地域には

- ・一人暮らしの高齢者がいる
- ・虐待を受けている幼児がいる
- ・体の不自由な人がいる
- ・生き甲斐を見失った人がいる
- ・近所なのに知らない人がいる

いま、地域には

- ・心やさしい人がいる
- ・素敵なお知恵を持った人がいる
- ・キラリと光る技をもった「匠」がいる
- ・貴重な経験を持った人がいる
- ・ピカピカの生き甲斐を持った人がいる

いま、地域には

- ・ゴミや空きカンがいっぱい
- ・幼児や子供には危険な場所がある
- ・歩きづらい道路がある
- ・豊かな自然が失われつつある

イメージ図

だから・・・「地域福祉」

わたしたちすべての住民が地域で安心して
暮らせるように、国や県や市と共に、地域内の
諸団体や自治公民館が独自の取り組みをし、
連携し、きめ細かく支える活動及び地域づくり

地域の「しくみ」をつくりましょう。

誰もが「尊重」され、「安心」して暮らせるまちをめざし
すべての地域住民が一緒になって

みんなで考え！

みんなで支え合い！

みんなで解決する！

イメージ図 2

**住んでいる
地域**

何もなかった昔には、
今ではうらやましいほどに、
心豊かな地域での暮らしが
あったという。物が豊富になった
現代ならなおのこと。
みんなで知恵を出し合えば...
みんなで力を出し合えば...
さらに暮らしやすい地域がで
きるはず。

となり近所で...

- ・見守り、声かけ活動
- ・話し相手
- ・家事支援
- ・緊急連絡、対応

所属している団体で...

- ・ふれあい交流活動
- ・見守りネットワーク活動
- ・相談活動
- ・環境美化活動
- ・防犯活動

学校で...

- ・ふれあい交流活動
- ・余裕教室の利用
- ・地域行事への協力

企業と一緒に...

- ・寄付での支援
- ・情報や技術の提供など

施設や病院と...

- ・施設の開放
- ・情報や技術の提供など

イメージ図 3-1

**住んでいる
地域**

何もなかった昔には、
今ではうらやましいほどに、
心豊かな地域での暮らしが
あったという。物が豊富になった
現代ならなおのこと。
みんなで知恵を出し合えば...
みんなで力を出し合えば...
さらに暮らしやすい地域がで
きるはず。

となり近所で...

- ・見守り、声かけ活動
- ・話し相手
- ・家事支援
- ・緊急連絡、対応

所属している団体で...

- ・ふれあい交流活動
- ・見守りネットワーク活動
- ・相談活動
- ・環境美化活動
- ・防犯活動

学校で...

- ・ふれあい交流活動
- ・余裕教室の利用
- ・地域行事への協力

企業と一緒に...

- ・寄付での支援
- ・情報や技術の提供など

施設や病院と...

- ・施設の開放
- ・情報や技術の提供など

イメージ図 3-2

策定作業の過程

Process

① 策定作業前の下準備

(4月～7月)

② 策定委員会の設置、策定作業

(8月～平成15年3月)

作成のプロセス

作業の下準備

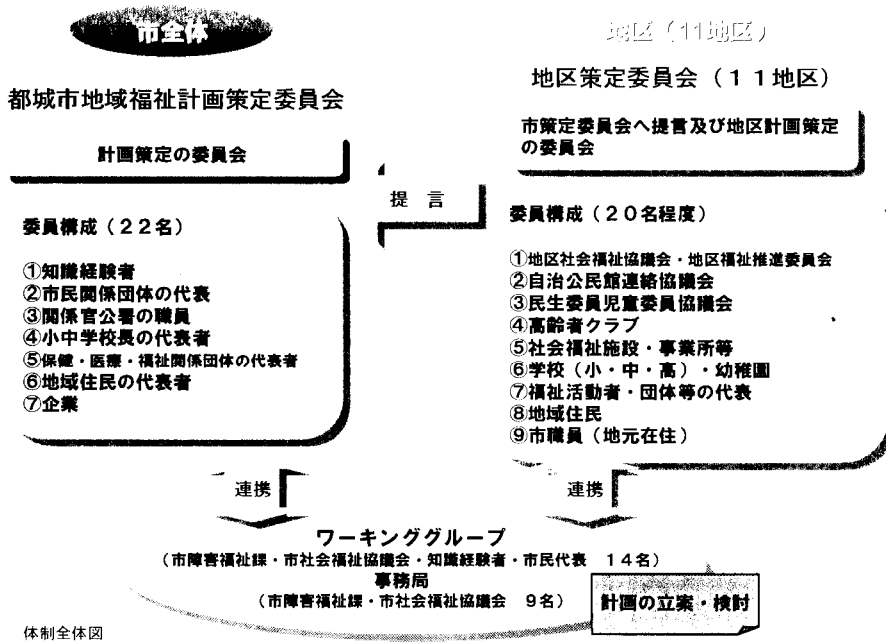
(前半：4月～7月)

作業の下準備

「行政・社協」

- @ 市に担当係、社協に担当課を設置
- @ 計画策定の予算を計上 (市計画策定費：10,997,000円)
- @ 策定委員の人選・委嘱方法、作業計画・内容等の協議
- @ 作業手法の検討・シミュレーション
- @ 策定体制全体図の作成、(策定作業体制の再確認など)

都城市地域福祉計画策定の体制全体図



策定作業

(後半：8月～平成15年3月)

策定作業

「行政・社協」

全体スケジュールと作業内容の管理

- @「市・地区 策定委員」の選出、委嘱
- @「ワーキンググループ」の設置、会議開催（9回）
- @「計画体系図」に基づく原稿の起草作業

「策定委員会」

- @「各地区策定委員会」の開催（11地区×5回）
- @「市策定委員会」の開催（8回）
- @「市長への提言」

ACT 1



委嘱状の交付、策定委員長の選出、地域福祉の理解、国の動向、
今後の取り組みに法体験で会の名称を決める。

過程1

地区策定委員会の名称及び構成

ふれあいよかご姫城地区
 (姫城地区)

福祉のまち かがまつ会
 (妻ヶ丘地区)

あやめ福祉を語る会
 (祝吉地区)

あやめ福祉を語る会
 (祝吉地区)

愛タウン五十市
 (五十市地区)

さくらランドよこいち
 (横市地区)

ハッピーよかご沖水会
 (沖水地区)

志和池かたいもそ会
 (志和池地区)

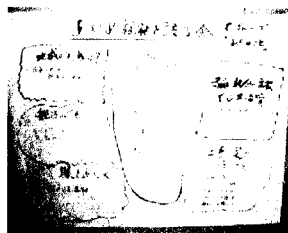
ほのぼの庄愛会
 (庄内地区)

元気いっぱいほんわか西だけ
 (西岳地区)

ハッピーライフin中郷
 (中郷地区)

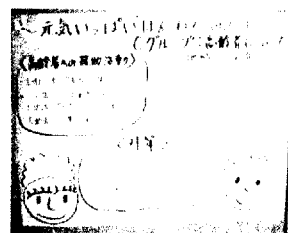
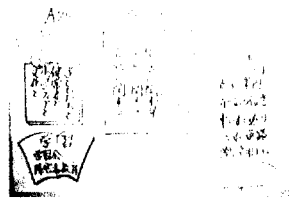
名称

ACT 2



子どものこと

障害者のこと



高齢者のこと

「子ども」「障害者」「高齢者」のテーマごとに3グループに分かれて、「真っ先に取り組まなければならない地域の課題」を協議。KJ法によるワークショップを実施し、結果を模造紙にまとめる。

過程2

